

## 「自立に向かって耐乏・雌伏の期間」の財政運営方針案について

平成16年2月13日

財 政 課

### 【財政運営方針の策定経過】

【「特別抑制期間」の終了】（平成12年11月「特別抑制期間」の財政運営方針 策定）

- ・公債費の増嵩等を踏まえ、平成 年度から 年度までを本県財政の「特別抑制期間」と位置づけ、その間の財政運営方針を定めた上で、重点増減方式によるメリハリの効いた予算編成など歳出を抑制する一方で、歳入確保や基金温存等にも努め、健全な財政運営を堅持。

【岐阜県財政専門委員会の設置・提言】

- ・しかしながら、税収が伸び悩む中、引き続き公債費が増嵩するなど厳しい財政状況が依然として続いていくことを踏まえ、今後の運営方針を県民とともに検討していくこととし、15年7月、県民代表による『岐阜県財政専門委員会』を設置、同年11月には検討結果を知事に提言。

【三位一体改革の影響】

- ・その後、三位一体改革の影響により、今後数年間は予想をはるかに超える大幅な財源不足に陥る深刻な事態となることも判明。この厳しい状況に耐え忍びながら、明るい将来につなげていくため、新たな方針に基づいて、財政運営を実施。

### 1 財政運営方針策定の趣旨

今後数年間の大幅な財源不足は、これまでのような節約型財政運営ではもはや克服できないレベルであり、これまでの歳出積上方式から歳入を予算総額の基本とする予算編成手法に抜本的に見直す必要があること。

こうした財政状況を全職員が十分に認識し問題意識を共有、県民サービスの低下を招くことなく、限られた財源を有効に活用しながら、知恵を絞り効果的・効率的な行財政運営を進める必要があること。

本県財政の持続性を維持しつつ、地方分権時代における善政競争の勝ち組となっていくため、職員自らによる役割の認識、自発的な行動が必要であること。

### 2 財政運営方針の期間設定の考え方

平成 年度末をもって市町村合併特例法が期限を迎え、市町村と県との新たな関係を構築していく必要があること。

平成 年度末をもって 地方債の許可制度が廃止され、各地方公共団体が発行する債券を市場が評価する時代が到来すること。

「三位一体の改革」が平成 年度までの3年間で実施される予定であり、国と地方の関係が大幅に変化していくこと。

平成 年度からは“団塊の世代”の定年退職時期となり、職員の定数・組織体制について見直していくタイミングを迎えること。

これらの時代背景をふまえ、平成 ~ 年度までの4年間で  
「自立に向かって耐乏・雌伏の期間」と設定

## 2 財政運営方針の概要（主な科目別推進事項）

### 歳入

#### （1）県税

産業は福祉の糧であり、「税源涵養」の観点から、将来の税収増につながる事業を推進

- ・産業振興、企業育成と合わせ、「選択と集中」による「ヒト、モノ、カネ」の集まるインフラを整備。
- ・中長期的視点からの21世紀の人づくり、知恵産業おこしを推進。

財政民主主義の実現のため、「税源移譲」を国に働きかけ、また、独自の法定外税等を検討

- ・納税者に身近なところで税金の使途を決定できる、地方の独自性が発揮できる税財源の充実。
- ・受益と負担が明確な法定外目的税については、政策課税としての性格にも着目しつつ研究。

#### （2）県債

県債発行限度額の設定

- ・旧公共枠、旧県単枠の区分毎に個別勘定を設け、純県費（交付税措置分除く）での将来の負担と今後の税収見通しを元に、負担能力に応じた、県債発行に際しての上限額をあらかじめ設定。
- ・現行の償還額のピーク値（年度）を基準として、これを設定することにより、増嵩してきた公債費のさらなる上昇を抑制。
- ・県税収入が横ばいである場合には、償還額も年度のピーク値で横ばいとなるよう設定することとし、今後の税収動向等を勘案しながら、毎年度の予算編成の過程において検討・決定。

県債の戦略的な発行

- ・償還年限の延長・短縮による将来世代の負担の増減を図ることとし、世代間負担の公平性の観点からより適正化。
- ・耐用年数の長短に応じた適正な範囲内で、償還期間の設定を変更。

なお、当面、償還期間の変更が可能な縁故資金（20年償還（3年据置））について検討。

区 分	償還年限	耐用年数	区 分	償還年限	耐用年数
河川	30年	50年	農道	15	15
砂防	30	50	林道	15	15
ダム	30	50	下水(農政)	15	15
橋梁	30	60	建設機械	5	5
トンネル	30	75			

据置期間は建設機械が1年、その他は3年

「ぎふ県民債」の積極的な活用

- ・圏域別に使途・目的を明確にし、ふるさととの関わりを深めていただきながら、県政への参加を促進。

新たに「市場公募債」を発行

- ・地方債市場の自由化(許可制度の廃止)や政府資金の縮減を踏まえ、資金調達手段を多様化。

#### （3）基金繰入金

- ・取り崩すことを前提として積んだものなどルール化分を除き、原則取り崩さないこと。

#### （4）財産収入

- ・保留資産の一層の活用（目的外使用を含む）、高校跡地の効果的利用。

#### （5）使用料・手数料

- ・コストに見合った適正水準を確保、受益と負担の関係を改めて見直し・徹底。

#### （6）諸収入

- ・宝くじ、公営競技等外部資金の活用。

## 歳 出

### (1) 人件費

平成 年度からの団塊の世代の退職を念頭に、その後の定員管理、人件費抑制方策の構築

- ・市町村合併の動向を踏まえ検討。
- ・アウトソーシングの徹底、県民・NPOとの協働体制の強化等。

職員の給与・手当を含む全般について見直すため、人事委員会、他の任命権者、職員組合で組織する「給与制度等検討委員会」を設置し検討

### (2) 公共事業・単独事業

事業効果の十分期待できる事業として、真に必要なものに限定

- ・公共事業の「評価システム」に基づき、効率性・公平性・透明性を一層向上。
- ・維持管理を含めた「トータルコスト」での検討。

全体的な事業量は、財政状況を踏まえたものとなるよう、県債発行限度額と連動

- ・県の財政負担能力に見合ったものとなるよう、将来的な財政負担をも考慮。

単独事業については、災害時の応援復旧活動を支える中小零細業者の育成・存続に配慮

拠点施設整備は、効果的、重点的な推進と大幅な事業費抑制に努力

- ・民間資金の活用、外部資金の導入。
- ・ステージコンストラクション、部分スタート方式等整備方針の見直し。

### (3) 補助金

- ・施設運営に際しては経営感覚を導入し、効率的運営に努力。
- ・三位一体改革に伴う国庫補助金の見直しについて、廃止のものは安易に肩代わりしないこと。
- ・市町村補助金については、「県財政専門委員会」において 年度にかけて改めて検討。

### (4) 繰出金

- ・繰出基準を抜本的に見直すほか、補完性の原理で改めて検討。

## その他（経費執行に係る留意点）

近接・補完の原理に基づいた、各行政分野の業務内容の見直し

- ・本来行うべき主体がどこかを再考、個人、家庭、市町村にできることは大胆に移譲。

「住民本位」「市町村主体」を基本とする「市町村への権限移譲」の推進

- ・市町村の判断を尊重しながら対応。
- ・受益が明らかな県有施設の地元市町村での管理運営の検討。

より現場に近い施策所管部局での「部局別枠予算」の導入

- ・納税者の目が届く財政民主主義を実現。
- ・現場の実情に即した効果的、効率的、機動的な対応。
- ・知事の分身である部局長の責任において細部にわたりチェック。
- ・部局間での善政競争を進め、内部改革に止まることなく、県民にとって実質的效果が目に見えること。

### 職員の意識改革の徹底

- ・細部にわたる徹底的なコスト縮減。
- ・減価償却費や人件費を含めた、民間並のコスト感覚。

### 「事前チェック」から「中間・事後チェック」を徹底

- ・これまで培ってきた行政評価システムを最大限活用。
- ・外部監査を含め執行面での多面的チェック。
- ・職員自らのインセンティブで改革を実現。

### 「メリットシステム（経費節減分の還元）」の継続

- ・住民サービスを低下することなく、経費節減した部局を適正に評価。

### 「複数年度調整システム（年度をまたぐ財源のやりくり）」の導入

- ・使い切り予算の根絶、許容される範囲での柔軟な予算編成の実現。

### 新たな財政指標として「岐阜県版経常収支比率」の設定

- ・人は社会資本、人づくりは将来への投資という考え方に基づき、本来投資的経費の位置づけをすべきもの（教職員・警察職員人件費等）を除く経常収支比率を設定。
- ・財政構造を悪化させないための仕組みとして、予算編成に際しての一定の目安としながら、県民サービスの適正化と予算の適正規模を認識。

### 「三位一体の改革」の動向を注視、税源移譲の推進、国庫補助金の見直しを働きかけ

### 県民協働体制実現のためのNPO支援、「アウトソーシング」の徹底